参平 議戍 院 総年務五 新委員 一員 十五

政府は、 本法施行に当たり、 次の事項につい てその実現に努めるべきである。

**(**) の か h がみ、 危 険物 施設

5 、ま耐大 その種類や設置環境等に応じた、危険物施設については、震化を促進し、安全対策を一規模地震に伴う危険物施設の じ )た腐食防止・抑制対策を推進し、事故防止に努め老朽化等に伴う腐食等劣化が流出事故の大きな要層強化すること。 防止に努めること。 7 61 ることか

関係機関における情報共有体制を構築し、実効性力や技術の向上を図ること。また、調査結果につすることができるよう、事故原因調査マニュアル、危険物施設における危険物の流出等の事故原因 !のある事故防止策を講じること。| いては、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、!な整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能|の調査については、効果的・効率的な調査を確実に実施

携など実践的な訓練を行る増強及び施設・設備等に、緊急消防援助隊につい 行い、指揮・連携能力 守の充実強化を推進すいては、活動規模の増 3力の向上に一層努めること。(するとともに、消防応援活動調整本部の運営増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、 営 日や関係機関し登録部隊の記 と計の画 連的

四 支援を措置すること。 また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。 ムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災へリコプターによる災害映像伝送システ

<del>五</del> 連い (携体制を強化するとともに、団員の確なて、早期に耐震化を完了すること。ま、災害対応力を強化するため、初動及び に保及び装備等の充実を行い、その活性化(た、消防団の地域防災に果たす重要性に)応急対応の防災拠点となる病院、学校、! た図ること。とかんがみ、学公民館等の公 常備消防 のう

右決議· する。